



市税・国保・年金

区役所、まちづくりセンターなどの電話番号は
各課電話番号一覧(7ページ)をご覧ください。
市外局番096を省略しています。

※令和3年(2021年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。

市税

市民税

問 市民税課

☎328-2183

1月1日現在で市(区)内に住所を有する方、または市(区)内に事務所・事業所または家屋敷を有する方でその市(区)内に住所を有しない方に課税されます。次の①～④に該当しない方は、前年中の収入(所得)の申告を3月15日までに行ってください。

- ①所得税および復興特別所得税の確定申告を行う方
- ②収入が給与収入のみの方で、勤め先などから市役所に給与支払報告書が提出される方
- ③収入が公的年金収入のみの方で、日本年金機構などから市役所に公的年金等支払報告書が提出される方(ただし、医療費控除や生命保険料控除などの適用を受けようとする場合を除く)
- ④前年中に収入がなく、市内に住所がある親族の扶養になっている方

固定資産税・都市計画税

問 固定資産税課

☎328-2195

固定資産税…その年の1月1日現在で、市内に土地・家屋・償却資産を有する方に課税されます。

都市計画税…市街化区域内の土地および家屋の所有者に固定資産税と合わせて課税され、道路、公園などの都市計画施設の整備や区画整理事業の費用として使われています。

償却資産……毎年1月1日現在、法人や個人で事業を経営している方(例:工場や商店の経営、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業、酪農、畜産業等を営まれている方)のうち、市内に構築物、機械装置、工具・器具・備品、船舶などの事業用資産(償却資産)をお持ちの方は、毎年1月末日までに償却資産の申告を行ってください。

軽自動車税(種別割)

問 市民税課

☎328-2181

軽自動車税(種別割)は4月1日現在で市内に原動機付自転車や軽自動車などを所有する(使用する)方に課税されます。軽自動車を取得、譲渡または廃車する場合や住所が変わった場合等は、軽自動車税(種別割)申告等による手続きが必要です。

※4月2日以降に車両を他人に譲渡したり、廃車した場合でもその年度は課税され、月割による減額等はありません。

※障がいのある方などが所有する軽自動車等については、一定の要件に該当する場合、軽自動車税(種別割)が減免される場合があります。

二輪車・小型特殊自動車等

種別		税額(年額)	申告手続き場所
原動機付自転車	原付一種(総排気量50cc以下)	2,000円	市民税課、各区役所税務室、各総合出張所
	原付二種乙(総排気量50ccを超え90cc以下)	2,000円	
	原付二種甲(総排気量90ccを超え125cc以下)	2,400円	
	三輪以上のもの(総排気量50cc以下)	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	
	その他のもの	5,900円	
軽自動車	二輪のもの(総排気量125ccを超え250cc以下)、 その他のもの(専ら雪上を走行するもの)	3,600円	熊本運輸支局 〒862-0901東区東町4丁目14-35 ☎050-5540-2086
二輪の小型自動車(総排気量250ccを超えるもの)		6,000円	



市税・国保・年金

三輪及び四輪の軽自動車

三輪及び四輪の軽自動車については、条件によって以下の税率が適用されます。なお、条件については「最初の新規検査」の年月で判定します。

種別				税率(年額)			申告手続き場所
				①平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	②平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	③最初の新規検査から13年を経過した車両※(重課税率)	
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円	4,600円	軽自動車検査協会 熊本事務所 〒862-0902 東区東本町16-3 TEL 050-3816-1758
	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円	

■重課税率を適用します

最初の新規検査から13年を経過した三輪および四輪の軽自動車について、③重課税率を適用します。

※動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。
※最初の新規検査とは…「最初の新規検査」とは、新規検査(新車)のことです。軽三輪と軽四輪は新規検査(新車)の実施年月で税率を判定します。最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください。

■グリーン化特例(軽課)を適用します

三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものはグリーン化特例(軽課)を適用します。

※当該取得をした日の属する年度の翌年度分の軽自動車税(種別割)に限ります。

<適用条件>

令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る。)で、次の基準を満たす車両。

種別				税率(年額)		
				④電気自動車等	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ以下の要件を満たす車両	
軽自動車	三輪			1,000円	—	—
	四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	—	—
		貨物用	営業用	1,000円	—	—
			自家用	1,300円	—	—

※④電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車をいいます。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄をご覧ください。

軽自動車税(環境性能割)

問 市民税課

☎328-2181

自動車取得税の廃止に伴い令和元年(2019年)10月1日から導入されたもので、三輪以上の軽自動車の取得に対して、市町村により課税される税です。

ただし、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行います。税率は、環境性能(燃費性能等)に応じて決定されます。

軽自動車税(環境性能割)を納める方(納税義務者)

三輪以上の軽自動車の取得者です。軽自動車を取得したときに、軽自動車の主たる定置場所在の都道府県に納税することになります。

税率

通常の取得価額に、下記の税率をかけます。

通常の取得価額が50万円以下の場合は、課税されません。

納税の方法

申告納付の方法によります。軽自動車の届け出をするときに、申告書を提出し、納めることになります。

身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車については、申請により軽自動車税(環境性能割)が減免される場合があります。

臨時的軽減

自家用乗用車を購入する場合、環境性能割の1%が軽減する特別措置(臨時的軽減)について、その適用期限を6月延長し、令和3年(2021年)3月31日までに取得した自家用乗用車を対象としていましたが、更に9月延長し、令和3年(2021年)12月31日まで対象とします。

区分	税率	
燃費基準値の達成度に応じて決定	営業用	非課税、0.5%、1%、2%
	自家用	非課税、1%、2%、3%、 ※当分の間、2%を上限

市税の納期

問 納税課

☎328-2204

市税は納期限までに納めましょう!

税目	1期	2期	3期	4期
市県民税	6月末	8月末	10月末	翌年1月末
固定資産税	5月末	7月末	9月末	12月末
軽自動車税	5月末	—	—	—

市税の納付

問 納税課(市税)

☎328-2204

市税の納付は、次の方法で納付することができます。詳しくは熊本市のホームページをご覧ください。

【納付書払い】

銀行・信用金庫・農協・郵便局等の金融機関で納付できます。バーコード付きの納付書は、納付期限内であればコンビニエンスストアでも納付できます。

【口座振替・自動払込み】

金融機関の窓口またはインターネットでお申込みいただけます。

金融機関窓口の場合は、納税通知書・預貯金通帳・届出印をお持ちください。

【クレジットカード】

スマートフォン・タブレット端末等からクレジットカードによる納付ができます。

【クレジットカード納付】

【Web口座振替登録】



市税の納期を過ぎてしまったら

問 納税課

☎328-2204

納税通知書または督促状を持って金融機関の窓口で納めてください。納期限から納付日までの期間によって延滞金が発生する場合があります。

保険料の納付

問 国保年金課(保険料)

☎328-2270

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、銀行、信用金庫、農協などの金融機関や郵便局で納めることができます。国民健康保険料と介護保険料のバーコード付きの納付書は納付期限内であればコンビニエンスストアやモバイル決済サービスでも納付できます。

詳しくは納付通知書をご覧ください。

納付には口座振替をご利用ください。利用する金融機関・郵便局に、納付通知書または納付書等、預(貯)金通帳、通帳届出印を持参して申し込みください。

※区役所・総合出張所での口座振替のお申し込みはキャッシュカードのみで手続きできます。

口座振替が安心・便利!



スマホやパソコンから市税や国民健康保険料などの口座振替のお申込みができます。

熊本市口座

検索



市税・国保・年金



市税・国保・年金

保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)証明書の請求

問 国保年金課、区役所区民課(中央区を除く)、 総合出張所

種類	発行場所(○…発行可、×…発行不可)				手数料	備考
	国保年金課	区役所	総合出張所 (託麻・河内・幸田・天明・城南・清水・龍田)芳野分室	中央区役所 時間外証明窓口		
納付状況確認書	○	○	○	×	無し	該当年(1月1日～12月31日)の納付済額を示すもの ※該当年途中の場合は発行日までの納付済額
納付証明	○	○	○	×	1枚(1年度) 300円	年度・保険料ごとに発行
滞納がないことの証明	○	○	○	×	1枚300円	保険料ごとに発行日時時点で滞納がないことを証明

※窓口では本人確認を行っていますので、身分証明書(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

※代理人が申請する場合は、納付義務者からの委任状が必要です。

※土・日・祝日の証明書の発行は行っていません。

※令和3年(2021年)4月現在の取り扱い事務です。

市税証明書の請求と閲覧

問 市民税課、区役所(区民課・税務室)、総合出張所、中央区役所時間外証明窓口

証明などの書類	発行場所(○…発行可、×…発行不可)					手数料	備考
	市民税課	区役所 区民課	区役所 税務室	総合出張所 (託麻・河内・幸田・天明・城南・清水・龍田)芳野分室	中央区役所 時間外証明窓口		
所得・課税証明	○	○	○	○	○	※1 1件400円(200円)	各年度1月1日現在の住所地の市町村で発行
資産証明	○	○	○	○	×	※2 1件400円(200円) (所有者ごとに1枚5件まで記載)	市内に各年の1月1日に所有している土地・家屋などについて発行
評価証明	○	○	○	○	×		
公課証明	○	○	○	○	×		
納税証明	○	○	○	○	×	1税目(1年度) 400円(車検用納税証明は無料) ※3(200円)	年度・税目ごとに発行
滞納がないことの証明	○	×	○	×	×	1件400円	—
滞納処分を受けたことがないことの証明	○	×	○	×	×		
軽自動車税記載事項証明 (原動機付自転車、小型特殊自動車)	○	×	○	×	×		
住宅用家屋証明	○	×	○	×	×	1件1,300円	

※1 コンビニ交付手数料は200円。交付にはマイナンバーカードが必要です。尚、個人分の現年度分のみ発行です。

※2 令和3年6月から、資産証明、評価証明のコンビニでの発行を開始しています。

コンビニ交付手数料は200円(所有者ごとに1枚5件まで記載)。交付にはマイナンバーカードが必要です。尚、本人分、単独所有分の現年度分のみ発行となります。また、所有されている全物件の発行となります。(一部のみの発行はできません)

※3 令和3年6月から納税証明書(市県民税、固定資産税・都市計画税)のコンビニでの発行を開始しています。コンビニ交付手数料は1税目(1年度)200円、交付にはマイナンバーカードが必要です。尚、本人分の現年度分のみ、また、固定資産税については単独所有分の現年度分のみ発行となります。また、最近納付された場合は、納付額がまだ反映されていないことがあります。

※固定資産課税台帳の閲覧…手数料:1件400円 窓口:固定資産税課、各区税務室

※代理人が手続きする場合は、納税義務者からの委任状が必要です。なお、窓口では本人確認を行っていますので、官公署発行の写真付き本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)をお持ちください。

※土・日・祝日の証明書の発行については、21ページをご覧ください。

※令和3年(2021年)4月現在の取り扱い事務です。



国民健康保険

国民健康保険は、加入者全員が保険料を納めて、万が一の病気やけがのとき安心して十分な診療が受けられるように、お互いが助け合う制度です。

○国民健康保険に加入する方

健康保険、船員保険、各種共済組合などの社会保険の被保険者(組合員)と被扶養者、生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

○国民健康保険料

加入人数と前年の所得額により決まり、納付通知書は世帯主へ6月に送付します。支払月は6月から翌年3月までの10期となります。

※保険料および医療機関窓口での一部負担金の減免制度があります。
詳しくは、お住まいの区の区役所区民課へお問い合わせください。

給付の種類

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

種類	保険給付の内容	必要なもの
療養費	被保険者が緊急時などやむをえない理由で被保険者証を提示せず医療機関を受診し、医療費を全額支払ったときや治療上必要な装具を作製したときなど、申請により医療費の一部負担金を除く保険適用分(7割～8割)を支給します。申請期間は、診療を受け、その料金を支払った日の翌日から2年間です。	診療報酬明細書の写し、病院などに全額支払った領収書等(原本)、国民健康保険被保険者証、世帯主の預貯金通帳等、医師の証明書(治療用装具証明書) ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。
高額療養費	同月内に、被保険者の所得及び世帯の課税状況に応じて定められた限度額を超えて医療費の支払いをしたときは、申請により世帯主に対して国民健康保険からその超過額(差額)を支給します。 なお、限度額は、「月をまたがった場合」、「入院と外来の両方がある場合」、「歯科とそのほかの科を受診した場合」はそれぞれに計算します。 申請期間は診療月の翌月1日から2年間です。	病院などの領収書(原本)、国民健康保険被保険者証、世帯主の預金通帳等 ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。
限度額適用認定証の交付	医療機関に「国民健康保険被保険者証」と「限度額適用認定証」を提示すると、入院、外来の各月の医療費が自己負担限度額までとなります(保険外診療分、差額ベッド代、食事代などを除く)。この限度額適用認定証の交付には申請が必要で、対象者は国保被保険者のうち「70歳未満の全て」と「70～74歳の3割負担の一部の世帯、非課税世帯」の方です。 非課税世帯の限度額適用認定証は、入院時の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」を兼ねています。	国民健康保険被保険者証 ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。
出産育児一時金	被保険者が出産したときに40万4千円、産科医療補償制度の対象分娩である場合には、42万円を支給します。死産、流産の場合、妊娠4ヶ月(12週)以上で、医師の証明があれば支給の対象となります。 ※出産育児一時金を医療機関等に支払う出産費用に充てる直接支払制度もあります。直接支払制度の利用を希望する場合は、事前に出産する医療機関等で国民健康保険被保険者証を提示して申込みをしてください。	国民健康保険被保険者証 世帯主の預貯金通帳等 領収書(請求書) 直接支払制度利用有無の合意文書 死産等の場合は、医師の証明書
葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭執行者(喪主)の方に2万円を支給します。	国民健康保険被保険者証、葬祭執行者(喪主)の預貯金通帳等、会葬礼状など
高額介護合算療養費	世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間(毎年8月から翌年7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、基準限度額を超えたとき、申請により超えた金額を支給します。	国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、世帯主の預貯金通帳等、介護保険被保険者の預貯金通帳等 ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。

※このほかにも給付制度があります。また、保険給付については申請期間が定められています。詳しくは区役所区民課へお問い合わせください。
※保険料滞納がある場合は手続き出来ません。



市税・国保・年金



市税・国保・年金

こんなときには届け出を

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター
芳野分室

次のような場合は、14日以内に届けてください。届け出に必要なものはそれぞれ異なりますので事前にご確認ください。

○加入するとき

- ①市外からの転入
- ②職場の保険が切れたとき
- ③子どもが生まれたとき
- ④生活保護を受けなくなったとき など

○資格がなくなるとき

- ①市外への転出
- ②職場の保険に加入したとき
- ③死亡したとき
- ④生活保護を受けるようになったとき など

○変更があるとき

- ①市内で住所を変えたとき
- ②世帯を分けたり一緒にしたとき
- ③世帯主や氏名が変わったとき
- ④就学のため市外へ転出したとき(在学証明書などが必要です。) など

国民健康保険の納期を過ぎてしまったら

問 区役所区民課(中央区は国保年金課☎328-2270)、
総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

納付通知書または督促状を持って金融機関の窓口で納めてください。納期限から納付日までの期間によって延滞金が発生する場合があります。

特定健診

問 国保年金課 ☎328-2280

40～74歳までの国民健康保険被保険者の方は、生活習慣病に着目した健康診査を自己負担金1,000円で受診できます。(前年度非課税国保世帯の方は無料。年度途中加入を除く)

4月1日時点で、国民健康保険に加入している方には、受診券を一斉発送します。

年度途中に加入した方は受診券の申込みが必要です。申込みは、ひごまるコール(健診専用☎334-1507)へ。

お急ぎの場合は、保険証をご持参の上、各区役所区民課で申し込むと窓口で発券が出来ます。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、熊本県の全市町村で組織する熊本県後期高齢者医療広域連合が運営しています。本市では申請等の受付、保険料の徴収などを行っています。

○後期高齢者医療制度に加入する方

満75歳の誕生日から、すべての方(生活保護受給中等は対象外)が国民健康保険など他の保険制度から脱退し、後期高齢者医療制度に自動的に加入することになります。また、満65歳以上で一定の障がいをお持ちの方は、申請により加入することができます。

○被保険者証

満75歳の誕生日の前月に、被保険者証を郵送します(自動加入のため手続きは不要)。

被保険者証は、加入された日から7月31日までが有効期限となります。初年以降は1年更新となりますので、被保険者証は7月に郵送します。

○後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療の保険料は、お一人お一人の負担となります。

毎年7月に年度の保険料を計算して通知します。支払方法は原則として、2ヶ月ごとに支払われる年金からの差引き(特別徴収)となります。年金からの差引きができない方は、7月から翌年3月までの9回で支払う(普通徴収)こととなります。口座振替でのお支払いが便利です。

保険料の納期を過ぎてしまうと、納期限から納付日までの期間によって延滞金が発生する場合があります。

後期高齢者健診・高齢者歯科口腔健診

問 国保年金課

☎328-2280

後期高齢者医療被保険者の方を対象に、生活習慣病やフレイル予防のための後期高齢者健診(自己負担金800円)と歯科口腔健診(自己負担金400円)を実施しています。受診券の申込みは、ひごまるコール(健診専用☎334-1507)へ。

お急ぎの場合は、保険証をご持参の上、各区役所区民課で申し込むと窓口で発券が出来ます。

※令和3年(2021年)4月1日現在の情報です。内容が変更となっている場合があります。 市外局番096を省略しています。

給付の種類

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

種類	保険給付の内容	必要なもの
療養費	被保険者が緊急時などやむをえない理由で被保険者証を提示せず医療機関を受診し、医療費を全額支払ったときや治療に必要な装具を作製したときなど、申請により医療費の一部負担金を除く保険適用分(7割～9割)を支給します。	診療報酬明細書の写し、病院などに全額支払った領収書(原本など)、後期高齢者医療被保険者証、被保険者の預貯金通帳等、医師の証明書(治療用装具証明書) ※個人番号カードをお持ちの方はご持参ください
高額療養費	同月内に、被保険者の所得及び世帯の課税状況に応じて定められた限度額を超えて医療費の支払いをしたときは、申請により後期高齢者医療制度からその超過額(差額)を支給します。 後期高齢者が世帯内に複数いるときは、合算して計算します。申請期間は診療月の翌月から2年間です。	後期高齢者医療被保険者証、被保険者の預貯金通帳等 ※個人番号カードをお持ちの方はご持参ください ※2回目以降申請は不要です。
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	医療機関に「限度額適用認定証」を提示すると、入院、外来の各月の医療費が自己負担限度額までとなります(保険外診療分、差額ベッド代、食事代などを除く)。この限度額適用認定証の交付には申請が必要です。対象者は非課税世帯(すべての世帯員)と3割負担の一部の世帯の方です。非課税世帯の「限度額適用認定証」は、入院時の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」を兼ねています。	後期高齢者医療被保険者証 ※個人番号カードをお持ちの方はご持参ください
葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭執行者(喪主)の方に2万円を支給します。	後期高齢者医療被保険者証、葬祭執行者(喪主)の預貯金通帳等、葬祭の執行者がわかるもの(会葬礼状または領収証の写しなど)
高額介護合算療養費	世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者の方全員が、1年間(毎年8月から翌年7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、基準限度額を超えたとき、申請により超えた金額を支給します。	対象となる方に申請書を送付しますので、同封通知書の必要な書類を添えて窓口に提出してください。 ※個人番号カードをお持ちの方はご持参ください

※このほかにも給付制度があります。また、保険給付については申請期間が定められています。詳しくは区役所区民課へお問い合わせください。

こんなときには届け出を

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

次のような場合は必ず申請・届け出をしてください。申請・届け出に必要なものはそれぞれ異なりますので、事前に問い合わせるか、市ホームページでご確認ください。

○加入するとき

- ①他の県から転入するとき
- ②生活保護を受けなくなったとき(区役所のみ)
- ③65歳以上で一定の障がいを持っている方が、加入したいとき など

○資格がなくなるとき

- ①他の県に転出するとき
- ②65歳以上で一定の障がいを持っている方が、加入をやめたいとき
- ③死亡したとき
- ④生活保護を受けることになったとき(区役所のみ) など

○変更があるとき

- ①他の市町村から転入するとき
- ②市内間で転居するとき
- ③名前が変わったとき
- ④特定の施設に入所するとき など

○その他申請・届け出が必要なとき

- ①被保険者証をなくしたとき

- ②入院時の食事代の軽減を受けたいとき
- ③特定の疾病をお持ちのとき
- ④高額になった医療費の払戻しを受けたいとき
- ⑤被保険者証などの送り先を変えたいとき
- ⑥保険料の納付方法を変更したいとき
- ⑦事故に遭い治療を受けるとき など

国民年金

日本に住所のある20歳以上60歳未満の方(学生を含む)は、老齢(退職)年金を受けている方を除いて、必ず加入しなければなりません。

●第1号被保険者

自営業者、農林漁業者やその家族(学生を含む)など、第2号・第3号被保険者以外の方で20歳以上60歳未満の方

●第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合などに加入している方(事業所が年金事務所へ手続き)

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方(事業所経由で年金事務所への届け出が必要)

●任意加入できる方

- ①60歳未満の老齢(退職)年金を受けている方
- ②日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方(70歳までの特例あり)
- ③海外に住む20歳以上65歳未満の方



市税・国保・年金

年金の種類

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

種類	支給の要件	請求区分	請求先
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除された期間を含む)が10年以上の加入者が65歳になったときから支給。希望により繰り上げや繰り下げによる受給も可能。	加入期間のすべてで第1号被保険者として納付(免除含む)し、受給権のある方	区役所区民課 総合出張所
		第2号または第3号被保険者の期間があり受給権のある方	熊本西年金事務所 ☎353-0142
障害基礎年金	加入者(被保険者)が病気やけがで障がい者になったとき、一定の条件を満たす場合に支給。未成年で障がいのある方にも20歳になったときから支給。(本人の所得による支給制限あり)	初診日が20歳未満であるか第1号被保険者期間または60歳から65歳未満で納付要件を満たす方	区役所区民課 総合出張所
		初診日が第2号または第3号被保険者の期間にあり納付要件を満たす方	熊本西年金事務所 ☎353-0142
遺族基礎年金	死亡した加入者(被保険者)によって生計を維持されていた「子を持つ妻」「子を持つ夫」または「子」に支給。 ※ここにいう「子」とは、18歳(その年度内に18歳に達する)までの方か国民年金障害等級1・2級の20歳未満の方。	死亡日が第1号被保険者のときで納付要件を満たす場合	区役所区民課 総合出張所
		死亡日が第2号または第3号被保険者のときで納付要件を満たす場合	熊本西年金事務所 ☎353-0142
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除された期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けず死亡した場合、その夫に生計を維持され10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳まで支給。	—	区役所区民課 総合出張所
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上保険料を納めた方が、年金を受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないときに支給。		
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方に支給。本人・配偶者および扶養義務者に所得のある方やほかの公的年金を受給している方は制限あり。		
未支給年金 及び死亡届	—	国民年金の老齢・通算老齢、障害・遺族・寡婦・老齢福祉年金を受給している方が死亡したとき	区役所区民課 総合出張所
		国民年金の老齢基礎年金(年金コード1150)を受給している方が死亡したとき	熊本西年金事務所 ☎353-0142
特別障害給付金	国民年金の任意加入対象者で任意加入していなかったために、障害基礎年金などの受給権を有していない障がい者に支給。 ・平成3年3月以前の任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前の任意加入対象であった被用者年金などに加入していた人の配偶者	—	区役所区民課

国民年金保険料

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

- 第1号被保険者の令和3年度(2021年度)の定額保険料は月16,610円です。付加保険料400円を加算すると、将来受け取る年金額が増えます。
※経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の全額・一部免除制度、納付猶予制度、学生(教育施設の一部を除く)の方は学生納付特例制度があります。
- 第2号被保険者は、報酬額に応じて保険料が給与から直接差し引かれます。
- 第3号被保険者は、配偶者が加入している厚生年金保険・共済組合が保険料を負担しますので、自ら支払う必要はありません。ただし、第3号被保険者の届け出をしていない場合は、保険料を納めた扱いにはなりませんのでご注意ください。

こんなときには届け出を

問 区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室

こんなとき	手続きに必要なもの
会社などを退職したとき	年金手帳、退職日が分かる書類
第3号被保険者の方で配偶者が離職したとき	
第3号被保険者の方で配偶者の扶養からはずれたとき、離婚したときや増収のとき	年金手帳、扶養からはずれた年月日がわかる書類